様式第１３号

消　費　税　等　調　査　表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （１／２） | 調査者 | 印 | 年月日 |  |
| 　　　　　都道　　　　　郡　　　　　　　　　　　町　　　　　府県　　　　　市　　　　　区　　　　　村　　　　　　大字 |
| 調査対象者 | 住　　所 | 　　　　都道　　　　郡　　　　町　　　　府県　　　　市　　　　村　　　　　大字 |
| 氏名又は法人・代表者名 |  |
| 調査対象物件名・用途 | 調査対象物件の資産の区分 |
|  | * 事業用資産
* 家事共用資産
 |
| 基準期間 |  |
| 前年（個人）又は前事業年度 |  |
| 調 査 ・ 収 集 し た 資 料 | * 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
* 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
* 基準期間に対応する「消費税又は法人税確定申告書（控）」
* 消費税簡易課税制度選択届出書
* 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
* 消費税課税事業者届出書
* 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
* 法人設立届出書
* 個人事業の開廃業等届出書
* 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
* 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
* 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
* 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
* 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
* その他の資料
 |

（注）本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）を添付すること。

（２／２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 本　　則　　課　　税　　事　　業　　者　　関　　係 | 資料 | 前年（個人）又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 | □有（下記へ）□無 |
| 「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産）である場合のみ収集する。 | □有（個別対応方式の共用資産へ）□無（下記へ） |
| 補償用課税売上割合 | ①課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）　　　　　　　　　　円②資産の譲渡等の対価の額（税抜き）　　　　　　　　　　　　円③土地買収代金額等（区分地上権、地役権設定代金を含む）　　　　　　　　　　　円 |
| 補償用課税売上割合の算出①／(②＋③) |  |
| 補償用課税売上割合の率 | 補 償 用 課 税売 上 割 合 率 | * ９５％以上である
* ９５％未満である（下記へ）
 |
| 補償用課税売上割合の率 | 補 償 用 課 税売 上 高 の 額 | * ５億円超えである（下記へ）
* ５億円以下である
 |
| 採用方式 | 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 | * 一括比例配分方式を採用している

（一括比例配分方式へ）* 個別対応方式を採用している

（個別対応方式へ） |
| 個別対応方式 | 補償対象物件 | * イ　課税売上げにのみ対応するもの
* ロ　非課税売上げにのみ対応するもの
* イ及びロに共通するもの（下記へ）
 |
| 個別対応方式の共用資産 | 一部補償 | 消費税等相当額×（１－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合）　　　　　　円×（１－０．　　　　　）＝ |
| 一括比例配分方式 | 消費税等相当額×（１－補償用課税売上割合）　　　　　　円×（１－０．　　　　　）＝ |

消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）

NO

[課税事業者]

ＳＴＡＲＴ

NO

YES

課税売上割合が95%以上かつ

課税売上高が５億円以下か

基準期間の課税売上高が

5,000万円以下か

基準期間の課税売上高が

1,000万円以下か

法人か

YES

NO

YES

YES

NO

YES

YES

簡易課税制度を選択しているか

課税事業者を

選択しているか

個人事業者の

事業用資産か

NO

YES

NO

NO

[家事用資産]

消費税額を区分する

課税仕入れ等に係る

特定期間の課税売上高

又は給与支払額総額が

1,000万円以下か

NO

イ　課税売上げにのみ対応するものか

仕入控除税額の計算方法は、個別対応方式か

YES

YES

[免税事業者]

ロ　非課税売上げにのみ対応するものか

NO

ハ　イ及びロに共通するものか

一括比例

配分方式

消費税等相当額の補償不要

消費税等相当額の一部を補償

消費税等相当額の全部を補償

（注）①消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。

　　　②上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。

　　　③消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。